

<別紙>

## 見 解 書（伊賀環境サービス株）

### 目 次

A	本件事業を実施することに対する社会的意義について	・・・	4 頁
B	安定型産業廃棄物最終処分場運営事業について	・・・	6 頁
C	本件事業の規模・生活環境に影響が生じるおそれがある地域の範囲について	・・・	8 頁
D	安定型産業廃棄物のご説明と悪臭等、火災の発生がないことについて	・・・	9 頁
E	安定型産業廃棄物の埋立に関する確認方法（工程）について	・・・	12 頁
F	水質汚染防止対策等について	・・・	15 頁
G	本件事業の施設の構造等について	・・・	20 頁
H	本件事業の実施における交通量の増加及び安全対策について	・・・	23 頁
I	埋立終了後の維持管理及び本件事業を遂行するための経理的基礎要件の 審査について	・・・	24 頁
J	風評被害への対応策について	・・・	27 頁
K	本件事業にかかる防災対策及び不測の事態が生じた場合の保全について	・・・	28 頁
L	社内体制及び各種制度・規定について	・・・	30 頁
M	「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」以外のその他の法令 手続きについて	・・・	33 頁
N	今後の手続きについて	・・・	35 頁

## A 本件事業を実施することに対する社会的意義について

- 1 令和4年4月1日時点の環境省調査データ（速報値）における産業廃棄物最終処分場の数は1568件で、うち安定型産業廃棄物最終処分場は931件です。その産業廃棄物最終処分場全体での残容量約1億7109万立米と、直近で、再利用及び減量化できずに最終処分場に回った産業廃棄物の処分量（約869万t）から試算すると、日本の産業廃棄物最終処分場は、約20年で満杯になるというデータがあります。

産業廃棄物最終処分場を適正に管理する民間事業者がいなくなり、その建設（新設や増設）がなくなれば、日本中に不法投棄が多く発生されるおそれもあります。50年後や100年後の話ではなく、約20年先の問題です。

- 2 そして、最終処分場は循環型社会における「出口」、即ち「適正な処分の確保」という観点から重要な施設であると位置づけられており、これら廃棄物関連事業に携わる企業様やその従業員様におかれましては、それぞれ社会的意義、社会貢献、事業の必要性及び誇りをもって運営、従事されております。

このような観点において、本件事業が必ずしも環境破壊や自然破壊につながるとは思えませんし、「適正な処分の確保」という観点から、不法投棄問題の一部を解消し、視点を変えれば環境保全施設であるとも考えられます。

- 3 地域住民の皆様におかれましても、社会において、日々生活し、お仕事をされる中、またお勤めになられている会社において、あらゆる廃棄物を排出されております。

- 4 そのような状況下において、廃棄物処理事業は、決して他人事ではなく、近々で対応し、解決しなければならない問題であることはご理解していただけるものと思料致します。

- 5 そして、後世に引き継ぐための循環型社会を構築するためにも、適正な処理ができる本件安定型産業廃棄物最終処分場は必要不可欠であると考えますので、事業内容だけ、またネガティブな情報のみを取り上げて、本件事業を否定していただかないよう、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

6 また、本件事業用地が防災拠点施設として利用できるとすれば、①大規模災害発生時における安定型産業廃棄物の処分の受入先、②短期・中期の避難地（または補完する機能）の設置、③短期・中期の各種物資支援の拠点設置等であり、これは弊社のみが一方的に計画するものではなく、本件事業が実現できるのであれば、官民及び地域の皆様とこれから協議して構築するものであると考えます。

7 次に、廃棄物処理事業においては、本件事業そのものが循環型社会を知るための施設であり、この施設を教育活動の場として提供し、廃棄物エネルギーの研究や開発にも寄与できればと考えております。ただ、弊社及び弊社グループ会社だけでは、その実現は不可能ですので、これにおいても本件事業が実現できてから協議の上、構築していくものであると考えます。

8 最後に、本件事業における地域との共生ですが、上記6・7に記載した事項も本件事業が実現すれば「地域との共生」そのものであるといえるのではないでしょう。

そのほかに、①地域の行事や催物への積極的な参加・協賛、②本件事業地の造成工事時に発生する伐採した木の有効活用、③本件事業終了後の跡地利用についても、何か地域の皆様との共存共栄や地方創生にお役に立てるのではないしょうか。

いずれにしましても、これも本件事業が実現できてはじめて、地域のみなさまと協議して計画・構築していくべきものであると考えますので、現時点で何か具体的な構想があるわけではございません。

9 以上のとおり、このような趣旨において、弊社は本件事業には社会的意義があり、必要不可欠な事業であると認識しております。

## B 安定型産業廃棄物最終処分場運営事業について

- 1 たしかに、一部の方からご指摘があるとおり、日本全国で安定型産業廃棄物最終処分場における不適正処分の事案が発生しており、司法においても、その安全性が否定されるような判断がなされていることも事実として見受けられます。
- 2 しかしながら、そのような不適正処分事案においては、当該安定型産業廃棄物最終処分場の経営者の個別的事情が大きく反映されており（不適正処分であると認定されるには相応の理由があると見受けられます。）、安定型産業廃棄物最終処分場運営事業そのものが否定されているものではありません。
- 3 つまり、当該判例等の認定のように、安定型産業廃棄物最終処分場運営事業それ自体が周辺住民の生活を脅かし、危険な事業であるとするならば、既に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」といいます。）が改正され、その事業自体が規制されていて然るべきです。
- 4 そして、現時点においては、安定型産業廃棄物最終処分場運営事業は廃掃法上、規制されておられません。
- 5 他方、弊社側において、本件事業を実施するにあたり、周辺地域の住民の皆様に対し、社会通念上、合理的に健康被害（生活や農業等への被害も含め）への不安を抱かせぬように周辺の環境を調査し、不安を覚える住民様に対して十分に説明を行い、その不安を払拭することが求められていることも事実であります。
- 6 弊社において、現時点でそれらが十分にできていないことも事実であります。
- 7 しかしながら、弊社は、本件事業を実施するにあたり有害物質を排水しないことは保障できます。ただ、それを「証明せよ。」というのは著しく困難であると言わざるを得ません。現実社会において、証明できない事象は存在し、「ないことの証明」は「消極的事実の証明」といいます。
- 8 唯一、弊社が本件事業において有害物質を排水しないことを疎明できるのであれば、弊社グループ会社が現に運営している「大津夢の里第2処分場の実績データ」です。
- 9 そして、これが「証明にはならない。」ということであれば、それ以上の証明はほぼ不可能であります。

- 1 0 一方、「将来、有害物質が排水されないことを証明できないのであれば、安定型産業廃棄物最終処分場は周辺地域にとって間違いなく有害な施設であり、そこから有害物質が含まれた排水がなされ、本件事業は危険な事業だ。」ということも論理に飛躍があると考えます。
- 1 1 安定型産業廃棄物最終処分場の不適正処分事例が見受けられ、工事差止、あるいは許可取消処分等に関する事例がインターネット上で公開されており、日本弁護士会が環境省に対し、安定型産業廃棄物最終処分場の危険性について意見書を提出されておりますが、そのことだけをもって、本件事業において「100%有害物質が排水される」、「地下水が汚染される。」ということも断言できず、かつ、これらの情報や事象が、本件事業の危険性を示す直接的な証明になり得るものではありません。
- 1 2 現在の情報過多時代の中で、ネガティブな情報のみが目立ち、ご不安になることも理解できますが、前述のとおり、全国で931件の安定型最終処分場が現に運営されており、概ねこれが正常に稼働していると思われれます。また、弊社グループ会社においても、安定型産業廃棄物最終処分場を正常、適正かつ適法に経営しています。
- 1 3 正常、適正かつ適法に運営している安定型産業廃棄物最終処分場は、特にインターネットニュースになり、取り上げられることはほとんどありません。
- 1 4 繰り返しになりますが、日本全国において安定型産業廃棄物最終処分場の不適正処分の事象が複数件見受けられるからといって、現時点で廃掃法が改正されているわけではなく、安定型産業廃棄物最終処分場の新設が制限されていたり、全国の稼働中の安定型産業廃棄物最終処分場が停止されているわけではありません。適正に運営している事業者のほうが多数派です。
- 1 5 しかしながら、弊社において説明不足である旨のご指摘やご不安な心情につきましては真摯にお受けさせていただき、地域の皆様からのご意見に対し、弊社の見解を以下のとおりお示しさせていただきます。

## C 本件事業の規模・生活環境に影響が生じるおそれがある地域の範囲について

- 1 本件事業は、平成初頭に計画したゴルフ場計画跡地を利用した事業計画であり、周辺地域の皆様へご説明させていただいたタイミングは、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」（以下「三重県廃棄物処理条例」といいます。）定めに従ったものであり、弊社側において、事業計画書（確定したものではありません）及び生活環境影響調査結果書を作成した段階、即ち、本件事業計画について各行政庁との協議し、専門家からの意見を反映し、具体的な審査を経ているものではなく、今後も計画内容が見直される可能性があります。
- 2 弊社は、三重県廃棄物処理条例の定めに基づき、地域の皆様に対する事業計画のご説明の機会を設けさせていただきましたが、もう少し事前に、この説明の機会を設けるべきであったという点については反省すべきところであると考えます。
- 3 しかしながら、本件事業計画については関係法令及び各環境基準等に基づき、適法に立案しているという認識です。
- 4 本件事業規模については、周辺地域への影響を意識し、結果として、あえて環境影響評価法及び三重県条例アセスの対象となるような大規模な事業計画にはしておりません。換言すれば、大規模な事業計画にすればするほど、周辺地域への影響が大きくなりますので、この点、本件事業は、周辺地域の環境への影響に配慮し、最小限の規模にさせていただいたとご理解ください。
- 5 今後、本件事業計画を進めるあたり、不足している調査、追加調査及び必要なモニタリング等がある場合、適切に判断し、実施します。
- 6 また、本件事業の実施により、生活環境に影響が生じるおそれがある地域の範囲については、「三重県廃棄物処理条例」第2条2項第8号及び第9号に定めに従い、判断しています。
- 7 そして、本件事業における埋め立てる産業廃棄物の種類や規模、設計、本件事業の位置と各地域までの距離関係等、様々な諸条件を考慮した上で、周辺地域の範囲を判断し決定していますので、弊社の「本件事業の実施により、生活環境に影響が生じるおそれがある地域の範囲」の判断は適切であると考えます。

## D 安定型産業廃棄物のご説明と悪臭等、火災の発生がないことについて

1 本件事業において「悪臭」が発生するので、計画に反対する旨のご意見も多数見受けられたことから、安定型産業廃棄物について、再度、詳細にご説明します。

一般的に廃棄物とは以下のとおりに分類されます。

ア：一般廃棄物

・・・①事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外の廃棄物

※例：飲食店の生ごみ、事務所の紙ごみ、農業で出た包み紙や段ボール等）

・・・②家庭廃棄物（一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物）

・・・③特別管理一般廃棄物（水銀使用製品（一般廃棄物から回収した廃水銀）、  
ごみ処理施設の集じん施設で集められたばいじん、感染症一般廃棄物等

※例：医療系廃棄物で感染性病原体が含まれもしくは付着のおそれがあるもの等）

イ：産業廃棄物

・・・①事業活動に伴って生じた20種類に分類される廃棄物

・・・②特別管理産業廃棄物（主として爆発性、毒性、感染性のある廃棄物）

弊社の計画する本件事業によって埋め立てられる廃棄物は上記イー①のうち、「**廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、(ガラス、コンクリートくず及び陶磁器くず)、がれき類（非飛散性石綿含有産業廃棄物を含む）**」であり、**有害物質・有機物などの付着がなく、雨水などにさらされても変化を起こさない（容易に化学的変化を起こさない）廃棄物**です。

⇒最終処分場は埋立処分を行う施設ですので焼却は行いません。

2 これらの安定型産業廃棄物そのものに悪臭が発生している状態のものではありません（生ごみのような臭いがあるわけではありません）し、安定型産業廃棄物ではない廃棄物には独特の不快感臭いが発生しており（例えば薬品系の臭い）、これを埋め立てすることはありません。当然、上記ア、イー①の安定型以外の15種類の廃棄物、イー②の廃棄物については埋め立てしません。

安定型産業廃棄物を埋め立てたとしても、その行為自体が、有害ガスの発生や有害物質の生成につながることはありません。安定型産業廃棄物最終処分場において、このような事象が発生している事案があるとすれば、それはその業者が

不適正処理を行っているからです。

弊社は、そのようなことを発生させませんし、弊社グループ会社の安定型産業廃棄物最終処分場の実績としては、基準値を超えるような有害物質を含むガス等を発生させたことはありません。

一部の方からご意見がある硫化水素発生事故の件については、廃石膏ボードの取り扱いが原因であると思われます（平成18年以降は安定型産業廃棄物最終処分場への搬入は禁止されていますので、本件事業では廃石膏ボードを埋立処分しません。）。

よって、本件事業を実施することによって、周辺地域に悪臭等の影響はないと考えております。また、安定型産業廃棄物を埋め立て、即日、覆土しますので、より一層、周辺地域に悪臭による影響が及ぶ可能性はなく、本件事業によって悪臭が発生するのではないかというご心配については誤解です。ただし、周辺地域の皆様への不安を払拭するための更なる対策は、後記Kの3項をご参照ください。

- 3 また、安定型産業廃棄物を埋め立てたとしても、その行為自体が、その火災の発生につながることはありません。安定型産業廃棄物最終処分場において、火災が発生している事案があるとすれば、それはその業者が不適正処理を行っているからです。

弊社は、そのようなことを発生させませんし、弊社グループ会社の安定型産業廃棄物最終処分場の実績として火災を発生させたことはありません。

念のための施設の防災対策の一環として、消火器等を設置します（設置数は行政庁と協議の上、決定します。）。

- 4 石綿含有廃棄物の取り扱いについては、環境省において「最終処分の処理マニュアル」が定められており、これに基づき、処分及び維持管理を行います。
- 5 具体的には、①石綿含有廃棄物を受け入れる際は、契約書・マニフェスト・廃棄物データシート等の確認、受入物の確認（飛散等がないか、またはそのおそれがないか）を行い、②埋立場所の指定及び記録・保存等が定められており、これらに従って、適法かつ適正に埋め立て処分を行います。



- 6 石綿含有廃棄物の搬入、受け入れ及び処理に際し飛散していない(させない)ことを確認し、「処理マニュアル」を遵守することは、周辺地域の皆様への影響はもとより、弊社従業員を守ることも大前提としていますので、この点においてもご理解していただけるものと考えます。
- 7 本件事業によって処分できる石綿含有廃棄物について、「処理マニュアル」を遵守し処理することによって、将来、埋め立てたものが飛散したり、浸透水等に影響があるようなことは想定できません。また、そのような可能性があるのであれば、法律によって許可はされないと考えます。

## E 安定型産業廃棄物の埋立に関する確認方法（工程）について

- 1 まず、弊社は、弊社に対し安定型産業廃棄物が持ち込まれる前に、弊社とは別の業者様（以下「排出事業者等」といいます。）が中間処理場等の現場において、安定型許可品目と管理型許可品目とで分別されます（この時点で大半の廃棄物がリサイクルに回ります。）。当然、排出事業者等においても適法に許可を受け、ノウハウを有する業者様であり、そこで既に産業廃棄物の分別はなされています。弊社においては、その分別がされている廃棄物について、その性状や各種情報を適正に把握し、かつ、排出事業者等に対し、許可品目以外は持ち込まないこと、持ち込んだ場合は返車させること等の契約条件について周知し、認識していただきます。
- 2 弊社は、排出事業者等との間において契約をする前に、これら分別作業等がしっかりできているか否かを確認し、問題のない排出事業者等に限り、契約を締結します。この方法に加え、弊社は、排出事業者等から廃棄物の搬入可否について事前に申し入れがあった場合、産業廃棄物の情報（種類、発生場所、量、性状等、必要に応じて成分分析データシート）の提出を求め、最終処分場に持ち込まれる前に、その受け入れの可否を確認し判断します。
- 3 他方、排出事業者等において、産業廃棄物の適切な仕分け、有害物質が付着・混入していないかどうかの事前確認を行うことにより、許可品目以外の搬入持込を防止するために細心の注意を払っていただくものです。弊社が受入拒否した場合、排出事業者等において往復運搬費等の損失が生じるため、このような経済合理的理由により、これら事前確認がしっかり行われるものです。
- 4 次に、持ち込まれた産業廃棄物が法令に基づく許可品目かどうかを確認する流れ及び方法（工程等）に関し、以下のとおりご説明させていただきます。
- 5 搬入された廃棄物に関して、受付にてマニフェストの確認を行い、トラックから廃棄物を下す前に、車上で目視確認・検査を行い、マニフェストの記載内容と合致するか、あるいは許可品目以外の廃棄物であるか否かを確認します。同時に、臭気検査を実施し、臭気がある場合、その場で返車させます。従前のとおり、安定型産業廃棄物にはそもそも不快な臭いはありませんので、腐臭、シン

ナー臭、消毒臭等の不快な臭気があれば、許可品目以外が付着・混入していることがその時点で確定します。

- 6 弊社が最終処分場にて取り扱うマニフェスト伝票とは、E票と呼ばれるもので、その記載事項は、以下のとおりです。マニフェスト伝票は、産業廃棄物の排出から処分までを管理するためのものであり、不法投棄等、廃棄物処分に関して責任の所在を明確にするためのものです。

よって、弊社は記載事項に不十分・不備等がある場合、業者に対し是正を求め、これができない場合、最終処分を受け入れません。

- (1) 管理票の交付年月日及び交付番号
- (2) 氏名又は名称及び住所
- (3) 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- (4) 管理票の交付を担当した者の氏名
- (5) 運搬又は処分を受託した者の住所
- (6) 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- (7) 産業廃棄物の荷姿
- (8) 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- (9) 中間処理業者（次号に規定する場合を除く。）にあつては、交付又は回付された当該産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号
- (10) 中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者である場合に限る。）にあつては、当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号
- (11) 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その数量

- 7 更に、展開検査（の方法）は、「[一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（展開検査）第2条第2項、二号ロ](#)」で、以下のとおり規定されています。

安定型最終処分場への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の埋立処分を防ぐために展開検査を行うこと。

展開検査とは、埋立処分の前に廃棄物を搬入車両等から降ろして拵げ、目視により安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無を確認するものであり、搬入された廃棄物の全量を対象に、最終処分場内の埋立地以外の場所又は埋立地内部であって埋立処分が終了している場所など安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた場合に当該廃棄物の回収が容易に行える場所を定めて行うこと。

つまり、展開検査によって許可品目であるか否かを検査する方法は、同省令で規定され、義務付けられている方法であります。弊社が独自で考えたものではなく、国がこの手法を義務付けているのです。

これに加え、判別が難しい廃棄物については検査キット等を用いて性状等を分析し、許可品目以外であれば、これは埋め立てしません。前述のとおり、最終埋立処分の前に、排出事業者等においても、その過程において性状分析等も行うことになっています。

8 弊社は、法令に基づき、これら許可された産業廃棄物だけを受け入れるものですが、地域住民の皆様の生活環境を保全することは当然のこととして、許可品目以外の産業廃棄物を受け入れ、埋め立てるメリットは一切ありません。弊社が多額の費用を投下し、取得した各許認可を無駄に取り消されるようなことはあってはならず、この点においても、弊社が許可品目以外を埋め立てることは絶対であり得ません。展開検査を実施する従業員においても、全従業員が雇用先である会社を守るために共通の認識にて従事することは当然のことになります。

9 排出事業者等においても同様のことが言え、決して性善説や形式上のご説明を行っているものではなく、経済的メリットの観点からもしっかり搬入管理や維持管理を行うものです。

繰り返しになりますが、弊社が許可品目以外を違法に受け入れる合理的、かつ経済的理由は存在しませんし、引いては、本件事業によって有害物質等を含んだ水が排水されることはありません。

## F 水質汚染防止対策等について

### 1 安定型産業廃棄物（埋立地）を経由する浸透水対策について

#### (1) 水質検査場所及び検査方法等について

ア 本件事業にかかる水質検査は、①浸透水溜池から採取した浸透水、②水処理施設を経由した後の処理水、③上流及び④下流に設置する地下水観測井から採取した地下水を検査します。

イ 弊社は、独自で採取した水の水質検査をすることができませんので、弊社とは何ら資本関係のない第三者の専門検査機関（業者）に検体を提出して結果を出してもらいます。そして、その水質検査結果は、結果書を入手次第、各関係住民自治体様に提供させていただきます。

ウ 服部川の水については、伊賀市水道部様が独自で定期的に採水し、水質を検査しており、弊社が本件事業にかかる水質検査の不正を行っても何ら意味をなしません。

エ 地域住民の皆様におかれましては、行政側が服部川の水質検査を行っており、弊社の水質検査結果について、公平中立な手段で正確な確認することができ、その安全性が担保できるのではないのでしょうか。

オ 弊社は、各水質検査結果を適正、速やかに開示させていただき、然るべき方法にて公表させていただきます（公表方法等につきましては各自治協様と協議の上、決定させていただきたいと思います）。

#### (2) 有害物質を含んだ浸透水を排水しないこと及びその対策について

ア 上記D・Eのとおり、弊社は有害物質等が付着・混入していない安定型産業廃棄物のみを適正に受け入れ、埋め立て、管理します。そのように、法律上認められた安定型産業廃棄物を埋め立てた場合、本件事業による処分場から有害物質が含まれた水が排水されることはありません。

イ 一部の住民の方が取り上げられている懸念（不安）事象は、あくまで一部の不適正な処分及び不適正な管理をした業者が引き起こした事象にしかすぎません。当然、適正に安定型最終処分場を管理されている事業者のほうが多数派であり、安定型最終処分場からの水は必ず有害物質等が含まれている水が排

水される（されている）というのは誤解です。

ウ しかしながら、放流先の服部川流域において、服部川の水を飲み水や農業用水等で利用されていることも事実ですので、本件事業においては、①安定型産業廃棄物の埋立地を経由した雨水排水は、②「多孔性の浸透水集水管」を通り、③コンクリートにて造成した「浸透水溜池」に溜まり、④水処理施設を経由して浄化された水を放流させていただきます。

エ 現時点における水処理施設の性能・規模については、以下のとおりです。

①BOD、COD及びSSの数値上昇を防止・抑制するための性能にしています。

②水処理量は、1日あたり120m<sup>3</sup>の水を処理できる規模、設計にしています。

その数字の根拠は、

Q = 浸出水量 (m<sup>3</sup>/日)

Q = 1/1000 m<sup>3</sup>/日

× 0.66 (埋立中の浸出係数)

× 1723 mm / 365日 (過去20年間の最大年間雨量から日割計算)

× 25,000 m<sup>2</sup> (事業用地面積)

= 78 m<sup>3</sup>/日

× 1.5 (安全率)

= 117 m<sup>3</sup>/日 ≒ 120 m<sup>3</sup>/日

③浸透水溜池に入る（溜まる）容量は170m<sup>3</sup>で計画しています。

オ 今後、当該浸透水溜池の容量及び水処理施設の処理容量について本件事業計画による対応が十分なものであるか否かについて関係行政庁と協議の上、決定したいと考えます。

カ 現在、日本中で問題となっている有機フッ素化合物（「PFAS」）に対する対応ですが、まず「PFAS」は何千種類もの化学物質の総称で、その中で近年その有害性が注目され、規制が強化されているのが「PFOS」と「PFOA」です。この2物質については、現時点において水道水中の暫定目標値が定められていますが、廃掃法上の水質検査項目には規定されていません。

キ 「PFOS」及び「PFOA」は、「撥水剤」、「表面処理剤」、「泡消火剤」、

「コーティング剤」等の製品に使用されてきましたが、現在は、その製造、使用、輸出入が禁止されています。

ク したがって、本件事業においては、上記製品、即ち「PFOS」または「PFOA」を含むような廃棄物を埋め立てることは想定しておりません。

ケ しかしながら、「PFAS」に関し、周辺地域の皆様のご不安に対応するため、「PFAS」を除去するためには活性炭処理が有効であるとの知見があることから、本件事業においては水処理施設に活性炭処理ができる設備を設置し、これを経由したものを放流します。

コ よって、本件事業によって、服部川へ「PFAS（PFOA、PFOS）」を含んだ水が排水されることはありません。

サ 水処理施設によって発生した使用済活性炭及び汚泥等は、本件事業用地内に流出しないよう、適切に管理し、定期的に他の業者等に依頼し、適切かつ適法に処理します。

シ そして、浸透水溜池底地に堆積される土は、本件事業用地外で流出しないよう、定期的に本件事業用地内に戻す措置を講じます。

ス 弊社は、本件事業で計画する水処理施設を設置することにより、服部川へ有害物質が含まれた水が排水されるおそれはないと認識しておりますが、水処理施設の機能中に追加設備等を設置することによって、更なる予防策が講じられるか、その規模・設計等について、専門家及び関係行政庁と協議の上、決定したいと考えます。

セ 更に、有害物質を含む浸透水を排水しないための予防対策として、浸透水溜池について、毎営業日、水の色・臭い・その他異常がないかモニタリングを実施します。少しでも異常が見られた場合、水処理施設を経由させた後、排水路に放流しないように止水し、水処理施設から本件事業用地内にポンプアップして処理水を戻す設計を計画します（異常が見られなくなるまで循環させます。）。そして、直ちに臨時的に水質検査を実施し、結果、異常が確認できなかった時点で、放流を再開します。具体的な異常検知方法及び設計等については、関係行政庁と協議の上、決定したいと考えます。

ソ なお、本件事業は廃掃法に定められた安定型産業廃棄物を埋立処分することから、また、弊社グループが運営する大津市の安定型最終処分場の実績からしても、浸透水等にて六価クロム等の重金属類の有害物質が検出され、酸性雨の影響を受けた有害物質が検出されることは想定し得ません。

## 2 地下水汚染防止対策について

- (1) 本件事業地における「ボーリング調査報告書（ボーリング柱状図をご参照：事業計画書附属資料10番）」の結果を見ると、本件事業地付近には地下水はほとんど見受けられませんでした。
- (2) つまり、本件事業用地の地表から約3m以降の地下においては強固な岩盤層が存し、結果として、本件事業用地内に振った雨水が埋め立てられた安定型産業廃棄物を經由したとしても、地下水として深部まで浸透したり、また、それらが本件事業用地外へと浸透し周辺地域への地下水に影響することは予測、予見できません。
- (3) したがって、①安定型産業廃棄物の埋立地を經由した雨水排水は、②「多孔性の浸透水集水管」を通り、③コンクリートにて造成した「浸透水溜池」に溜まり、④水処理施設を經由して浄化された水を放流させていただく計画となっておりますので、本件事業用地外の周辺地域の地下水の水質が悪化したり、あるいは周辺の地下水に有害物質が含まれるようなことは想定できません。

## 3 洪水調整池について

- (1) 安定型産業廃棄物の埋立地を經由して溜まる浸透水溜池とは別に、本件事業用地外及び埋立地外からの雨水を受けるため（本件事業用地外の雨水が埋立地に浸透しないように、外周に側溝を設けます。）、コンクリート造の「洪水調整池」の造成を計画しています。
- (2) その調整池に溜まる水は、埋立地内を經由していない雨水を溜めるためのものであり、所謂、単純な雨水にしかすぎません。



(3) その調整池に溜まった水は、線状降水帯の発生等による豪雨があったとしても洪水にならないように十分に対応できる容量の設計にしており、かつ、その放流を調整する機能を有しているものです。その設計等については後記G 2項をご参照ください。

#### 4 覆土について

本件事業の使用する覆土について、基本、本件事業用地にある土を使用します。なお、本件事業用地外からの土を使用する場合、当然、使用前に土壌分析を実施し、あらゆる環境保全の観点から問題ないことを確認した上で使用します。その使用量及び分析結果等については適正に管理、記録します。

## G 本件事業の施設の構造等について

1 本件事業の施設の構造は、「準好気性埋立構造」になっており、埋立地内に空気を循環させ、水が滞留しないような構造にします。

2 現時点における洪水調整池の容量計算については、以下のとおりです。

(1) 洪水調整池の容量は三重県の調整池設置基準に従い計画しています。

(2) 調整池の容量計算に用いる雨量強度は三重県が定めた計画対象地域パターン⑥上野区内拓殖（旧山田村）区域で上野地区の1.6倍の雨量強度を採用するようにしています。

(3) 雨量強度は100年確立＝I

$$I = 816.489 \text{ mm/h} \div (3.597※ + 0.94)$$

$$= 179.96 \text{ mm/h} \quad ※ = 10の0.556乗$$

大山田地区  $179.96 \text{ mm/h} \times 1.6 = 287.94 \text{ mm/h}$  となります

(4) 三重県調整池設計基準で計算を行いますと調整池の容量は78.0 m<sup>3</sup>となりますが、設計容量は安全を考慮して約7.7倍の600 m<sup>3</sup>としました。

(5) 調整池の設計では洪水が50 ha未滿は10分で到達すると定めています。

(6) よって、24時間の中で雨量のピーク時に調整池の容量を決定いたしました。

(7) 調整池の設計条件等について

ア 調整池は原地形時の放流量から造成後の放流量が増加しない様に調整する施設です。

イ 本件事業用地の現況は①急勾配の山林②谷底の平坦な山林です。

ウ 造成前と造成後の流出係数（参考）

①本件計画では、現況は山林2.1 ha、緑地0.3 ha

②造成後は、約2.5 haが裸地（宅地）

③流出係数については、現況の山林が0.7、緑地が0.6で造成後の裸地は0.9で検討としています。

※なお、施設が山林化した場合には調整池は必要なくなることとなります。

3 地盤の安定性（安全性）の計算方法等については、以下のとおりです。

(1) 本件事業施設（安定型産業廃棄物最終処分場）は、まず法令に基づく構造基準

を満たして設計していることは当然のこととして、これに加え、過去からの積み上げた土木工学、産業廃棄物最終処分場の構造等に基づき、かつ、その他19現場・29箇所での現場力学試験結果を採用して設計しています。

- (2) 礫混じり砂の場合 $40^{\circ}$ が一般的な見解であると考えます。
- (3) 本件事業地においては、粒度試験並びに3軸圧縮試験、圧密度試験を実施しています。また、内部摩擦角を算出するには、粒度試験結果から土質を決め、 $\Phi$ を計算する方法、3軸圧縮試験結果からCD、UDの結果から算出する方法があります。
- (4) 本件事業地は粒度試験の結果、地盤材料分類とし砂質礫と判断しておりますので、N値30の場合、内部摩擦角 $\Phi = 44.49^{\circ}$ となることから安全率考慮して $38^{\circ}$ としました。
- (5) 土堰堤の材料は施設内の表土除去後の砂質礫土、砂岩を使用します。
- (6) 締固率（圧密度）85～90%を目標値としており、含水率は10～15%とします。
- (7) 覆土を含む安定計算を行っていますが、覆土は現地（あるいは周辺）の砂を利用します。
- (8) 覆土の内部摩擦角は砂で $30^{\circ}$ として検討しました。
- (9) 土堰堤においては、30cm毎にバックホー、ロードローラー、ランマーなどにおいて、適宜、設定値まで転圧し、必要に応じて、転圧状況を載荷試験等にて確認いたします。
- (10) 地震時円弧滑りの安全率を1.677となるよう土堰堤の強度を上げており、水平深度に対しても国土交通省基準では $C = 0.15$ ですが、本事業施設の検討は $C = 0.2$ で行っています。
- (11) 経過観測については、関係法令基準に従い行ってまいります。
- (12) 盛土の崩落がないように国土交通省、三重県の定める設計基準に準じて設計をし、施工いたします。
- (13) 地質については、地盤調査にて算出した数値を採用し検討しています。

- 4 地盤の安定計算については、前項のとおり各種基準に従って安定性を確認しており、気象庁が発表する「震度●」という指標に基づき安全性を確認しているわけではございませんので、ご理解ください。
- 5 安定型産業廃棄物の搬入トラックのタイヤ洗浄は、現時点では簡易水道を設置し、本件事業用地内（埋立地）付近で行い、本件事業用地の進入路及び周辺地域道路には、埋立地の土が残存・付着しないように計画します。
- 6 本件事業用地に必要なインフラ設備（電気・水道）の設置方法については、地域住民の皆様の意見を反映しつつ、関係各所と協議の上、設置します。
- 7 本件事業計画においては、防犯上及び防災上、本件事業用地内及び浸透水溜池等にみだりに第三者（地域住民の皆様であったとしても）が立ち入れないように、本件事業用地周辺に立入（進入）禁止の措置を講じさせていただきます。廃掃法上、これらの措置を講じるよう規定されており、いつでも誰でも立ち入れるような施設では、防犯上問題がありますので、ご理解ください。
- 8 その他の構造の内容については、弊社の事業計画書及び事業計画説明書に記載しております。

## H 本件事業の実施における交通量の増加及び安全対策について

- 1 国道163号線について、その交通量は平日24時間が4,691台、昼間12時間が3,723台のデータ（令和3年道路交通センサス、調査地点：伊賀市下阿波）があり、弊社の事業計画においては最大で30台（昼間の交通量の0.8%）を予定しているところ、本件事業の実施そのものだけで周辺地域の皆様への影響が大きく変化するものではないと考えます。
- 2 そして、交通事故の発生等のご懸念については、本件事業の実施有無にかかわらず、国道163号線の現況からすると既に顕在化しているものと見受けられます。
- 3 そうすると、本件事業の実施にかかわらず、国道163号線の沿線において、他者による何らかの事業が実施された場合、必然的に交通量が増加することも否定できません。
- 4 しかしながら、本件事業の実施により、一定の交通量が増えることは当然考慮すべき事象ですし、地域の皆様のご心配されることも十分に理解できますので、1日あたりの搬入台数の抑制を念頭に置き、かつ、排出事業者等との契約締結前に、搬入経路の通行指導を徹底し、違反事例が発覚した場合は契約解除できる旨の規定を設けることにします。
- 5 ただし、道路法等の適用有無に関しては、弊社ではなく警察や行政庁の管轄となりますので、事業者としてできる最大限の対策は講じさせていただきます。
- 6 行政側には、周辺地域の皆様において日々交通事故のご不安、交通事情の改善を望まれていることもお伝えさせていただきます。
- 7 市道出走紙漉線の通行及び対策（警備員の設置も含め）も、弊社単独で計画し、構築するものではなく、警察や伊賀市道路課様との協議の上、対策を確定させたいと考えます。

## I 埋立終了後の維持管理及び本件事業を遂行するための経理的基礎要件の審査について

- 1 廃掃法では、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第2条第3項において、安定型産業廃棄物最終処分場の廃止基準が定められており、その内容は以下のとおりです。

### 「産業廃棄物最終処分場の廃止基準（要約）」

- (1) 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。
- (2) 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (3) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。
- (4) 埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。
- (5) 埋立地からガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。
- (6) 埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温になっていないこと。
- (7) おおむね50cm以上の覆いにより開口部を閉鎖されていること。
- (8) 地滑り、沈下防止工、雨水等排出設備について、構造基準に適合していないと認められないこと（構造基準に適合していること。）。
- (9) 浸透水の水質が次の要件を満たすこと。
  - ① 地下水等の検査項目：基準に適合
  - ② BOD：20mg/L以下

- 2 つまり、同基準をクリアしなければ事業を廃止することができず、換言すれば、本件事業の埋立終了後、上記項目に関し、最低でも2年間以上は維持管理を行い、許可権者である三重県が同基準上をクリアしていることを確認できなければ、5年でも10年でも、永久に弊社が維持管理し続けなければなりません（維持管理費用の積立制度については後述します。）。

- 3 これら基準がある以上、これをクリアし、事業廃止後、本件事業地周辺において、本件事業が生活環境保全上、何らかの影響するような事象が生じることは想定し得ません。
- 4 よって、法律の制度上、事業廃止後、50年ないし100年を超える以上の期間（期間後）において、環境保全上、本件事業の影響が生じ、または突如として問題が発生することは想定し得ません。
- 5 ただし、事業廃止後においても、土地所有者としての管理責任が生じることは事実であり、仮に万が一、本件事業地を売却するとしても、弊社側において買主側に本件事業跡地であること等の告知義務があり、当該告知を受けた上で新たに所有権を持つ以上、新所有者には土地所有者として一定の管理義務が生じることとなります（倒産手続きにおいて、管財人が新所有者に売却する場合も同様となります。）。
- 6 また、三重県において、弊社の事業廃止に至るまでの倒産の可能性、引いては本件事業を廃止手続きまで完遂する資金力（経理的基礎要件）の審査が行われ、そこが担保されなければ許可が下りることはありません。
- 7 更に、廃掃法第8条の5において、最終処分場設置の許可を受けた事業者は、「産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、毎年度、産業廃棄物最終処分場ごとに、都道府県知事が規定により通知する額の金銭を維持管理積立金として積み立てなければならない。」と定められております。
- 8 維持管理にかかる積立金の額については、三重県がその定められた基準に基づき算出します。
- 9 弊社は、この法律（条文）に従い、維持管理のための費用を「独立行政法人環境再生保全機構」に積み立てしなければなりません。同機構はその費用の管理を行い、同機構のホームページによると、令和5年度におけるその残高は約1310億円あるとのこと。更に、同積立にかかる地位は、許可を受けた承継人等に承継されます。

- 1 0 したがいまして、万が一、弊社が倒産するようなことがあり、かつ、当該事業を適切に承継する事業者がいなかったとしても、行政代執行法に基づき、行政庁が維持管理を行うことになろうかと考えます。またその場合においても、当該維持管理費用は、上記機構から行政庁が取り戻しを受けることが可能となります。
- 1 1 いずれにしましても、弊社が本件事業の許可を受ける（取得した）場合、弊社が、三重県によって、本件事業廃止に至るまでの経理的基礎要件の審査をクリアしていると判断されたことになり、引いては、弊社が事業を廃止まで完遂する資力があるということについて、客観的に証明されたものであるとご理解していただければと存じます。
- 1 2 また、将来のための維持管理費用は事前に積み立てられることから、万が一の場合にも対策が講じられているとご理解いただきたいと思います。



## J 風評被害への対応策について

- 1 風評被害とは、「根拠のない噂や科学的根拠に基づかないデマ情報や憶測によって、被害が発生する。」ことです。
- 2 弊社としては、まず、風評被害を起こさないために、弊社が適法、かつ適正な維持管理を行い、「本件事業の放流水によって服部川は汚されない。あるいは汚れることはない。」という情報を正確、かつ、適時適切に発信していくことが重要だと考えます。その客観的な安全性を示すため、ご心配を払拭するための一つの手段として、十分な規模の水処理施設を設置する計画にします。水処理施設の規模が十分かどうかについても行政庁と相談しながら計画し設置します。
- 3 それでもなお、風評被害が発生した場合は、当該被害（損害）が、本件事業の実施との関連性（因果関係）に基づくものなのか等を精査・検証し、かつ、他の住民の方、農業従事者との公平性や平等性も考慮し、適切な補償をさせていただかなければならないと考えています。
- 4 しかしながら、地域住民の皆様が、本件事業において有害物資が含まれた水が放流されることはないということをまず理解していただかなければならないことが大前提であり、そのご理解がなければ、それが風評被害の一因になることも懸念されます。
- 5 つまり、本件事業により風評被害が発生しなければ何ら問題がないことであり、風評被害を発生させないためにも、地域住民の皆様におかれましては、本件事業において、有害物質が含まれた水が放流されることがないことを理解していただくため、より安心していただくための努力は行う所存でございます。

## K 本件事業にかかる防災対策及び不測の事態が生じた場合の保全について

### 1 各組織・緊急時連絡体制の構築について

- (1) 本件事業の実施前に、弊社側の組織図（維持管理体制図）を構築し、明示し、加えて、緊急時連絡体制を構築します。
- (2) 緊急時連絡体制は、弊社、三重県（伊賀地域防災総合事務所環境室ほか）、伊賀市（水道・道路・消防ほか）、警察、病院、各自治協、学校等、本件事業にかかる利害関係者を把握、確認し構築します。
- (3) 構築した各体制を円滑に運用できるように、必要に応じ、変更がないかを確認します。

### 2 水質検査の頻度について

- (1) 現行の計画においては、浸透水のBOD、COD及びSSの水質検査に関して、毎月1回を予定していますが、水処理施設によって処理された水の検査、検査項目の追加・検査頻度について増やすことを検討します。
- (2) 特に、数値上昇が見受けられた場合、臨時的にその検査頻度を増やします。
- (3) 具体的な検査頻度等については、当該地域住民の皆様のご意見、関係行政庁及び専門家等のご意見をお聞きし、本件事業計画に反映したいと考えております。
- (4) 万が一、基準値を超えるような数値が検出された場合、直ちに、本件事業を停止し、前項緊急連絡体制に基づき関係先に連絡の上、原因究明し、異常な状況を解消できるような措置を講じます。
- (5) なお、本件事業用地外には水質基準値を超えるような水を放流しません（上記Fの1(2)セのとおり）。

### 3 排ガスの発生確認対策について

- (1) 安定型産業廃棄物最終処分場においては、有害なガスが発生するおそれはありませんが、毎営業日は、本件事業用地内に設置する縦管（ガス抜き管）にて臭気を確認し、少しでも異常な臭気が発生が見受けられた場合、ガス検知計測器にてガスの数値を測定します。
- (2) その測定結果については記録し、管理します。

(3) 万が一、異常な数値が検出された場合、直ちに、本件事業を停止し、前項緊急連絡体制に基づき関係各所に連絡の上、原因究明し、異常な状況を解消できるような措置を講じます。

#### 4 火災防止対策について

(1) 安定型産業廃棄物最終処分場においては、火災が発生するおそれはありませんが、念のための施設の防災対策の一環として、消火器等を設置します（設置数及び設置場所は行政庁と協議の上、決定します。）。

(2) 万が一、火災が発生した場合、直ちに、本件事業を停止し、前項緊急連絡体制に基づき関係各所に連絡の上、消火活動を行います。

#### 5 災害等の発生時について

(1) 原則、営業日は毎日、①堰堤・擁壁、②各排水設備、③水処理施設を重点に、各設備等に不具合がないか確認し、その確認結果を記録します。

(2) 台風（豪雨）予報前、台風通過（豪雨）後及び地震後においては、①堰堤・擁壁、②各排水設備、③水処理施設を重点に、各設備等に不具合がないか臨時に確認を行い、その確認結果を記録します。

(3) 万が一、異常が確認できた（予見できた）場合、直ちに、本件事業を停止し、前項緊急連絡体制に基づき関係各所に連絡の上、原因究明し、必要な対策を講じます。

#### 6 交通事故予防対策については、上記Hのとおりです。

## I 社内体制及び各種制度・規定について

1 弊社の「コンプライアンス行動指針」（デイリー社グループ会社共通）は、以下のとおりです。

(1) 私たちは、高い企業倫理と遵法精神を背景に、隠しごとのない、風通しの良い会社経営を維持し、社会からの信頼を強固なものにしていきます。

(2) 私たちは、関係法令並びにこの行動指針等の社内規定を遵守し、健全、誠実、公正を旨として社会的良識に従って行動いたします。

(3) 私たちは、「地域に愛される企業」の一員として、地域の文化や習慣を尊重し、行事等への参加によりコミュニケーションを図り、地域の発展に寄与いたします。

(4) 私たちは、反社会的勢力・団体に対しては、一切の関係を遮断し、会社を挙げて毅然とした態度で臨みます。

(5) 私たちは、お客さまに対しては常に健全で誠実かつ感謝の念をもって接し、お客さまの声を聞き、お客さまの満足度・期待度を反映した商品やサービスの提供に努めます。

(6) 私たちは、すべての取引先に対し、優越的地位を利用した不当な排除行為、差別的取り扱い、事業活動の拘束等の不誠実な行為は行いません。

(7) 私たちは、取引先に対する職務上の権限や優越的立場を利用して、個人的な利益や便宜の供与を受ける等社会的な良識に反する行為は行いません。

(8) 私たちは、事業の安定的発展のために、安全で働きやすく、かつ、心身ともに健全な職場づくりに努めます。

(9) 私たちは、共に働く仲間としてお互いの人格・人権を尊重し、性別、年齢、出身地、国籍、人種、民族、信条、宗教、疾病、障害等による差別は行いません。

(10) 私たちは、お客さま及びお取引先の情報はもとより、全ての情報資産を厳格に管理・保護し、情報セキュリティにおける管理体制の充実に努めます。

2 弊社及び弊社グループ会社においては、前項指針をもとに、「コンプライアンス基本規定」、「コンプライアンス監査規定」、「内部通報制度規定」、「反社対策規

定」、「(各種) ハラスメント防止マニュアル」、「営業機密等情報管理規定」及びこれら「従業員研修マニュアル」等を制定及び規定しています(デイリー社グループ会社共通)。

3 弊社は、これら規定を基礎とし、本件事業に関する各種ルール等を以下のとおり構築します(ご参考として、大津市の最終処分場での運用しているマニュアルは以下のとおりであり、本件事業用のマニュアルのベースとします。)。ただし、本件事業の特性に適応するような具体的なマニュアルの作成は、本件事業計画内容に適応させるため、事業計画が確定した時点で作成します。

- (1)「安定型産業廃棄物最終処分場 廃棄物受入マニュアル」
- (2)「廃棄物検査チェックシート」
- (3)「廃棄物受入日報」
- (4)「返車・返品記録」
- (5)「月次維持管理表・維持管理に関する月次点検表」
- (6)「埋立管理図(メッシュ図)」
- (7)「産業廃棄物処理実績報告書(年次)」
- (8)「各種契約管理表(データ)」

4 本件事業においては、法律上、廃棄物処理施設技術管理者の設置が義務付けられており、当該管理者を筆頭、特に、廃棄物受入マニュアル及び展開検査の必要性、重要性及び確実性を全従業員に教育・周知し、これを毎週、社内ミーティングにて再確認を行うことにします。

5 また、新たに雇用する従業員にも当該マニュアルの内容について研修を受けさせるものとし、かつ、既存従業員も含め、各産廃団体の講習・セミナー等を定期的に受講させるものとします。

6 原則、全従業員に対し、廃棄物処理施設技術管理者資格の取得を啓発します(強制は困難です。)

7 一部の方から「ISO14001」の取得を要望されております。これに関し、現時点では弊社はこれを取得しておりません。

- 8 おそらく、弊社が環境への取り組みを行っているか、また弊社内外における経営の透明性及び管理、監視等を目的として要望されているものだと推測します。
- 9 本件事業の透明性の確保については、廃掃法に基づき「維持管理記録の公表」が義務付けられており、許可権者である三重県には立入検査権等の強固な指導・監視権限（当然、罰則規定もあります）がありますので、本件事業の許可の重みからして、弊社が違法な運営を行うことはありません。
- 10 三重県が、公平・中立な立場から本件事業の管理及び監視が実施されているものと同視でき、「ISO14001」を取得せずとも、その透明性は確保できるのではないかと考えます。
- 11 しかしながら、地域住民の皆様から、弊社への社会的信用（信頼）が求められていることも理解致しますので、弊社は「エコアクション21」という認証制度を取得するための準備を開始します。

## M 「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」以外のその他の 法令手続きについて

### 1 伊賀市水道水源保護条例手続きについて

- (1) 弊社は、現在、本条例に基づき、伊賀市水道部様に本件事業計画書等一式を提出し、本件事業にかかる協議を申し出ております。
- (2) そして、今後、本条例の定めに基づき、伊賀市水道水源保護審査会様のご意見をお聞きする機会が設けられる予定です。
- (3) つきましては、現時点において、本件事業が本条例に定める「規制対象事業場」に認定されているものではありません。

### 2 森林法に基づく林地開発許可手続きについて

- (1) 本件事業に関し、現在、三重県担当課との間において、同法に基づく林地開発許可手続きについて協議中です。
- (2) 同法では、災害の防止（土工、法面保護の適切な実施や、排水施設等の防災施設の設置等）、水害の防止（洪水調整池の適切な設置等）、水の確保（貯水池や導水路の適切な設置等）及び環境の保全（残置森林当の適切な設置等）が許可要件となっています。
- (3) 本件事業計画の遂行にあたっては、同法に基づく林地開発許可も取得する予定であり、本件事業により事業地の崩壊、貯水機能の低下や河川の氾濫、その他災害防止のための設計施工を行いますので、これらの災害が起こる可能性は想定できません。

### 3 文化財保護法及び三重県自然環境保全条例の手続きについて

- (1) 本件事業地付近に存するオオサンショウウオの保護について、本件事業によって、服部川の水質が汚染されるおそれはないため、オオサンショウウオの生息に影響を及ぼすものではないと考えております。

しかしながら、大量の土砂や有害物質が含まれた排水の流出があるとその影響も当然考え得ることから、上記F、G及びKの対策を講じます。

- (2) オオサンショウウオの保護等に関し、事前に、専門家からこれらの前号の影響が生じないよう最大限注意するようアドバイスをいただいております。

- (3) 本件事業地付近に存する城跡地は、本件事業外ですので、その跡地の地形を改変することはありません。ただし、本件事業の実施にあたり最大限の注意を払います。
- (4) その他、本件事業地内及び周辺地域に生息する動植物への影響に関し、本件事業によって、服部川の水質が汚染されるおそれはないため、それら動植物の生息に影響を及ぼすものではないと考えております。※一部の方からご指摘のある固有種「タベラコ」がどのような動植物であるのか、弊社では不明でした。申し訳ございませんが、それがわかるような資料等をお示しいただければ幸甚でございます。
- (5) これら調査の実施や調査結果の判定については、これら法令に基づき実施しています。
- (6) しかしながら、周辺地域の皆様からのご意見やご不安も理解できますので、本件事業開始に伴い、必要なモニタリング等は実施させていただきます。



## N 今後の手続きについて

- 1 今回のご意見の内容についてすべて拝見させていただき、弊社の見解についてお示しさせていただきましたが、そのご意見の内容中には、各法令に定める技術的・専門的なご意見も多数見受けられ、弊社は可能な範囲でそのご意見を事業計画に反映させていただきたいとは考えておりますが、結論として、法令に基づき審査するのは行政側です。
- 2 仮に、本件事業計画にかかる技術基準等について意見交換させていただいたとしても、法令審査上、問題があつては、何ら意味をなさないと考えます。
- 3 弊社は、今後、弊社の一方的な事業計画をお示しするのではなく、可能な限り行政庁と協議し、公平・中立・専門的な意見、知見及びアドバイスを収集し、これをもって地域住民の皆様へ引き続きご説明させていただきたいです。
- 4 その間、追加の地元説明会の開催は未定とさせていただきます。ただし、調整の上、可能な限りにおいて、個別（少人数）での対応はさせていただきます。
- 5 そして、地域住民の皆様は、弊社が見解書の縦覧を開始した日の翌日から起算して30日を経過する日までに、弊社の見解書に対して、生活環境の保全上の見地から再意見書を提出することができます（条例上の規定ですので、ご容赦ください）。その再意見書の提出期限は、令和6年10月13日（日）になります。再意見書の様式は別途ご用意させていただきました（使用は任意です）。
- 6 最後に、説明会開催時に、再意見書に対する再見解書のやりとりについてご案内させていただきましたが、弊社は、今後、可能な限り、公平・中立・専門的な意見、知見及びアドバイスを収集する期間を設けるため、再見解書の提出時期について、以下のとおり変更させていただきます。

### （再見解書の提出※変更）

関係住民の皆様から再意見書の提出があつた場合、弊社は、再意見書提出期限から~~±4日以内~~ ⇒ **概ね3ヶ月以内**にて再見解書を作成し、上記事業計画書の縦覧方法と同様の方法により、これを縦覧に供します。また、弊社が再見解書の縦覧を開始する場合、縦覧開始予定日の3日前までに、弊社ホームページで告知させていただくとともに、各自治協議会の事務局様へてご連絡致します。